

加賀都市計画道路の変更（石川県決定）

都市計画道路中 3・3・1 号加賀国道線を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主 な 経由地	延 長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹 線 街 路	3・3・1	加賀国道線	加賀市 箱宮町 マ字	加賀市 熊坂町 オ字	松山町 西島町 中代町 箱宮町	約11,900m		4車線	28m		
	構造形式の内訳		加賀市 箱宮町 マ字	加賀市 分校町 ヤ字	箱宮町	約800m	嵩上式	/	50m		
						約11,100m	地表式		28～ 38m	J R 北陸本線と 立体交差 幹線街路と平面 交差 8 箇所	

「区域及び構造は計画図のとおり」

【理由】

3・3・1号加賀国道線（国道8号）は、加賀市箱宮町から北陸自動車道加賀インター付近の加賀市熊坂町までを結ぶ延長約11.9kmの都市間交通の骨格を成す主要幹線道路である。

今回、分校交差点から中代南交差点間の8箇所の交差点において、詳細設計及び関係機関協議等が整い、交差点形状が明確になったことから、区域の変更（隅切り部の追加）を行い、より安全で円滑な交通を確保するものである。